

利益相反管理方針

ネットヨタ和歌山株式会社(以下「当社」といいます。)は、お客さまの利益を最優先に考え、利益相反のおそれのある取引においても、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、公正かつ適切に業務を行います。

1. 目的

本方針は、当社が行う各種取引(保険代理店業務、車両販売、整備・修理、事故対応、レンタカー手配等)において生じ得る利益相反を適切に管理し、お客さまの利益保護および当社業務の公正性・透明性を確保することを目的とします。

2. 適用範囲

本方針は、当社の役員・従業員(契約社員、パート、嘱託を含みます。)に適用します。必要に応じて、当社業務に關与する委託先・派遣社員等にも本方針の趣旨を周知し、同等の管理を求めます。

3. 利益相反の定義

利益相反とは、当社または当社の役職員が自己または第三者の利益を優先し、またはお客さまとの利益が対立することにより、お客さまの利益を不当に害するおそれのある状態をいいます。

4. 利益相反の対象となる主な取引

当社では、主に以下の業務において利益相反が生じる可能性があると考えています。

- ① 保険代理店業務(保険募集・付帯サービスの案内を含む)
- ② 事故車や故障車の修理(钣金・整備等)業務(子会社・提携工場への紹介を含む)
- ③ 事故時のレンタカー手配業務(提携先紹介を含む)
- ④ 上記に付随する取引(紹介・斡旋、見積、保険金請求に関連する手続等)
- ⑤ その他、当社業務に関連する取引(例:下取り・買取、ローン/クレジット等)で利益相反が懸念されるもの

5. 利益相反の類型

当社は、以下のような取引を利益相反のおそれがあるものとして管理します。

- ① お客さまと当社(当社グループを含む)の利害が対立する取引
- ② お客さまと他のお客さまの利害が対立する取引
- ③ 保険金請求に関する修理費用やレンタカー費用の妥当性に疑義が生じ得る取引
- ④ お客さまから得た情報を不適切に利用する取引
- ⑤ 役職員が接待・贈答等により公正な判断を損なうおそれのある場合

6. 利益相反の具体例

当社は、以下の事例が利益相反に該当する可能性があるとして認識しています。

- ① 手数料や条件面で当社に有利な保険商品のみを優先して案内する
- ② 自社または子会社・提携先の工場を優先して修理先として案内し、お客さまの選択肢や判断材料の提示が不十分となる
- ③ 事故時のレンタカーを当社で手配する際に、お客さまの意向確認(車種条件、期間、免責等)が不十分のまま進める

④ 修理費用やレンタカー費用を不当に上乗せして保険金請求を行う(またはその疑義を生じさせる)

⑤ お客さまの同意なく取引情報を目的外に利用する

※钣金修理については主に子会社で対応する場合があります。その際は、修理内容・修理方法・費用・納期等を事前に説明し、修理完了後も修理内容および金額を明確に提示します。

7. 利益相反の管理方法(識別・対応・記録)

当社は、利益相反のおそれがある取引を識別し、次の方法により適切に管理します。

(1)お客さまへの説明と選択肢の提示

- ① 修理先の選定、レンタカー手配、保険商品提案等において、当社(当社グループを含む)に利益が生じ得る場合は、その旨を踏まえ、お客さまが適切に判断できるよう**必要な情報(費用、条件、代替案の有無等)**を分かりやすく説明します。
- ② お客さまの意向(優先事項、予算、納期、品質、代替案希望の有無等)を確認し、可能な範囲で選択肢を提示します。

(2)費用の妥当性確認・過大請求の防止

- ① 修理費用・レンタカー費用等について、見積根拠の明確化、社内確認、必要に応じた再見積等を行い、過大請求またはその疑義を生じさせないよう管理します。

(3)情報管理(目的外利用の防止)

- ① お客さま情報は、利用目的の範囲内で取り扱い、部門間の情報共有が必要な場合は、必要最小限の範囲で行います。

(4)取引の見直し・変更・中止(エスカレーション)

- ① 利益相反のおそれが高く、お客さまの利益が不当に害される可能性がある場合、当社は当該取引の条件変更、手続の見直し、または取引の中止等の措置を講じます。
- ② 判断に迷う場合、または一定のリスクが見込まれる場合は、担当者のみで判断せず、上長および利益相反管理責任者へ報告・相談します。

(5)記録・保管

- ① 重要な説明(修理先選定の理由、見積の根拠、レンタカー条件、お客さま意向、同意内容等)について、後日確認できるよう、所定の方法で記録・保管します。

8. 接待・贈答等

当社は、役職員が取引の公正性を損なうおそれのある接待・贈答等を受領することを禁止または制限します。判断に迷う場合は、上長および利益相反管理責任者へ報告・相談し、必要に応じて受領の辞退、返却その他の措置を行います。

9. 管理体制

当社は、利益相反管理責任者を設置し、対象となる取引を適切に管理します。

また、役職員への教育・研修を実施し、本方針の周知徹底と運用状況の点検、継続的な改善に取り組みます。

10. 本方針の見直し

当社は、法令・事業環境・業務実態等を踏まえ、本方針を必要に応じて見直します。

2026年6月14日
ネットトヨタ和歌山株式会社
代表取締役 海瀬 隆太郎